平成２６年（フ）第４６号
千葉県匝瑳市八日市場ハ173番地３
債務者　林　　法子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第４７号
千葉県匝瑳市八日市場ハ173番地３
債務者　林　　幸枝
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第６５号
千葉県山武市富田トの1034番地１　大総屋アパート
債務者　五味　康一
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第６６号
新潟県長岡市仲子町３番31号
債務者　五十嵐幹子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
新潟県長岡市長町２丁目１番地８　伊丹荘
債務者　松井　京子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４６４号
札幌市中央区南６条西20丁目１番10―402号
債務者　萩原　千聖（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７３号
札幌市中央区南８条西９丁目758番地17
債務者　大石　芳則
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３７号
札幌市白石区南郷通16丁目北３番15号
債務者　川尻明世志
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６３７号
札幌市豊平区月寒東２条16丁目11番４号
羊ヶ丘団地４棟302号
債務者　櫻庭　隆一
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１３号
北海道千歳市寿３丁目５番14号　ジェーハイツ千歳寿Ｂ号
債務者　濁沼　延良
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３５号
札幌市北区屯田５条３丁目１番１―103号
債務者　定免由香里
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４２号
札幌市西区西町南６丁目３番14―105号
債務者　小野　光恵
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６１号
札幌市白石区南郷通３丁目南８番８―103号
債務者　山田　利一
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６２号
札幌市白石区南郷通３丁目南８番８―103号
債務者　山田三恵子（旧名三恵子）
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７７４号
札幌市手稲区新発寒４条３丁目16番11号
債務者　大畑　悦子（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８０１号
札幌市清田区清田２条３丁目７番18号　リバーサイド301号
債務者　木村　貴士
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８３６号
札幌市豊平区中の島１条１丁目６番５―205号
債務者　大沼　才一
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８６５号
北海道江別市野幌屯田町20番地の１　ハイツ光栄Ⅱ103号室
債務者　齊藤　和之
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部